

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-10
処分の種類	検定証印等の除去			
根拠法令条例等・条項	計量法第151条第1項			
処分の概要	立入検査において検査した特定計量器が基準不適合等の場合の検定証印等の除去			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第151条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第148条第1項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器(第16条第1項の政令で定めるものを除く。)を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。</p> <p>一 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。</p> <p>二 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えること。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。</p> <p>2 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。</p> <p>3 第1項第二号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器(第71条第3項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。</p> <p>4 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第1項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。</p> <p>○特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)</p> <p>第64条(性能に係る技術上の基準)</p> <p>第65条(使用公差)</p> <p>第66条(性能に関する検査の方法)</p> <p>第67条(器差検査の方法)</p>			
基準の制定根拠	—			